

Q1. 令和9年度公募の様式はいつ頃公表となるか。また、令和8年度公募時からの変更点如何。

A1. 令和9年度公募の様式は、現在、公募開始に向けて調整中であり、**令和9年度公募開始のタイミングにおいて、公表することとなります。**令和8年度公募における様式からの**大幅な変更は予定しておりませんが**、先導的改革期、発展Ⅰ・Ⅱ期に関し、**事業改革を踏まえた一部改変**を予定しております。

先導的改革期	「令和9年度スーパーサイエンスハイスクール支援事業の方向性について（令和8年7月31日）」の資料5ページ目左側に記載の「申請書の大まかな構成のイメージ」を参照ください。
発展Ⅰ・Ⅱ期	・ 研究開発実施計画書の冒頭において、申請する類型を選択する欄を設ける予定です。 ・ SSH-Professional、SSH-Globalに申請する学校については、それらの類型として不採択となった場合に、SSH-Coreとして審査される（以下「ダブル審査」という。）ことを希望するか否か、選択する欄を設ける予定です（ダブル審査を希望する場合も、ヒアリングは1回です。）。 ・ ダブル審査を希望する学校を念頭に、研究開発実施計画書上に、「（経費支援額の差に鑑み、）SSH-Professional 又は SSH-Global として採択された場合に限り、実施する取組内容」を記載する欄を設ける（欄の形式としては、令和8年度公募の「重点配分」類似）ことを検討しています。 ・ SSH-Professional、SSH-Globalそれぞれにおいて、取り組むことが必須とされている事項に関し、研究開発実施計画書上のどこに記載があるか、ごく簡単に記載するような欄を設ける可能性があります。

Q2. 海外研修に対する経費支援の上限額はどのようになるか。

A2. 現時点の予定であり、最終的には令和9年度公募要領のよるところとなりますが、

- SSH-Global、新先導的改革期、認定枠向け加速支援
：海外研修に対する経費支援額に上限額を設けない予定です。
- 創成期、SSH-Core、SSH-Professional
：年間の経費支援額の5割を上限とする予定です。

ただし、海外研修については、その内容が科学技術、理科・数学教育に係るものであることはもとより、例えば英語による研究発表やディスカッション、現地の研究者等との意見交換、海外校の生徒との共同研究等の活動を通して、文化・言語等が異なる他者とコミュニケーションをとりながら、科学的な探究を深めていく力の養成につながる内容となるように吟味いただくよう、お願いします。また、単発の海外研修の実施に留めるのではなく、教育課程や共同研究等の継続的に実施される取組と関連付けて行うことや、得られた研修成果を学校内外に普及・還元し、SSH事業全体の発展につなげるような工夫をお願いします。

Q3. SSH-Globalについて、海外校の生徒を日本に招いて取組を行おうとした場合、その旅費に係る支援はどのような考え方になるか。

A3. SSH-Globalについては、従前の先導的改革期、科学技術人材育成重点枠、認定枠向け加速支援と同様の取扱いにより、事業計画書において、先方海外校が「連携校」として位置付けられていることを前提に、当該海外校の生徒・教員の国内の移動・宿泊等の費用支援を可能とすることを想定しています。

Q4. 発展Ⅱ期に類型①で採択された場合も、5年後に新先導的改革期に応募することは可能か。令和9年度SSH支援事業の方向性について（令和8年7月31日）の3ページの図では、類型②と類型③から先導期に向けた矢印が出ているので、確認したい。

A4. 可能です。発展Ⅱ期時点の類型によって、新先導的改革期への申請に制限を設ける予定はありません。

Q5 . 経過措置について、今までの方針や内容から変更はあるか。

A5 . 経過措置についての変更は、特に予定しておりません。

Q6 . 経過措置について、（次期への）新規申請とともに申請するのではなく、今後認定枠に移行（自走化）する準備のための期間として、単独で申請することは問題ないか。

A6 . 問題ありません。経過措置のみを単独で申請することも可能です。

Q7 . 「N-E.X.T. ハイスクール構想」に基づく先導改革拠点への採択が決定している学校が、本年度のSSH申請を行う場合、申請書において、以下の①～④のうち、どのような記載が推奨されるか。

- ① SSHとネクストハイスクールを関連付けることで生じる相乗効果について、積極的に記載
- ② SSHとネクストハイスクールの役割分担・すみ分けを明記し、共通する取組と、それぞれの事業として実施する取組を分けて記載
- ③ SSHの取組について主として記載し、ネクストハイスクールの取組については簡単に触れる程度に記載
- ④ ネクストハイスクールについて記載

A7 . 研究開発実施計画書中に、高等学校等教育改革促進等事業による取組の概要及び当該事業による取組とSSHへの申請内容との役割分担・すみ分けを記載する欄を設ける予定です。

その上で、**研究開発実施計画書においては、あくまでも、SSH事業を通じて取り組む内容を記載いただくことを想定**しております。高等学校等教育改革促進等事業の経費支援を受けて取り組む内容が、申請内容と深く関連する場合、当該取組について研究開発実施計画書中で言及することは差支えありませんが、同事業の支援による取組であることを明示することをお願いする予定です。また、補助対象経費は明確に切り分けて整理いただくようお願いいたします。

Q8 . 令和9年度の認定枠向け加速支援について、メニュー①だけでなく、メニュー②、③が示されたところだが、メニュー②や③に申請し、申請が通らなかった場合に、メニュー①として採択されるということはあるか。

A8 . メニュー②や③に申請された提案であって、メニュー②や③として不採択となったものを、メニュー①として採択することは予定しておりません。

Q9 . 次期学習指導要領では、柔軟な教育課程編成や探究活動の充実が検討されている。こうした制度改正により、学校設定科目の開発やSTEAM教育等の取組がSSH指定校以外にも広がる可能性があると考えている。そのような中、今後SSH指定校において特に求められる役割や、非SSH校との差別化につながる要素をどのように考えているか御教示いただきたい。

A9 . SSH指定校には、

- ①先進的な理数系教育に関する研究開発を実施し、将来のイノベーションの創出を担う高度科学技術人材の育成を図ること
- ②高等学校等の理数系教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得て、その成果を他の高等学校等に波及すること

を期待しており、学習指導要領の改訂後もこの点は変わりません。

理数系科目や探究を軸としつつ、SSH指定校ならではの高度科学技術人材の育成に向けた取組を実施、そして時代や社会に合わせてさらに深化させ、リーディング校として他の学校を牽引していただきたいと考えています。

なお、令和9年度より「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」においても、令和10年度から先行実施予定の調整事業時数制度を前倒して行うことができます。SSH実施校のうち、中高一貫校においても、当該事業において、別途、義務教育段階の教育課程の特例を受けることができるため、当該制度等も併用しつつ、柔軟にご検討ください。

なお、仮に「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」を活用する場合は、SSHで指定された教育課程に影響を及ぼす可能性があることから、事前に文科省と調整を行うこととなっておりますので、適宜相談いただくようお願いいたします。